

生駒市選挙管理委員会告示第 1 3 号

生駒市投票区の一部を改正する告示を次のように定める

令和 6 年 9 月 1 日

生駒市選挙管理委員会委員長 新田 博司

生駒市投票区（昭和 4 8 年 8 月生駒市選挙管理委員会告示第 2 9 号）の一部を
次のように改正する。

本則の表中

第 2 5 投票区	有里町、萩原町、青山台、小瀬町の一部（南コミュニティセンターせせらぎ）	を
第 2 6 投票区	藤尾町、大門町、小倉寺町、鬼取町、西畑町	

」

第 2 5 投票区	有里町、萩原町、青山台、藤尾町、大門町、小倉寺町、鬼取町、西畑町、小瀬町の一部（南コミュニティセンターせせらぎ）	に

」

改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。